

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては<u>100分の200</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の200</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が1月2日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</p>	<p>第1条から第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては<u>100分の190</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が1月2日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</p>
第6条及び第7条 略	第6条及び第7条 略
別表 略	別表 略
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(令和8年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>2 <u>令和8年3月に支給する期末手当については、この条例による改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の25」とする。</u></p>	